

〔事案 30-81〕 損害賠償請求

・平成 30 年 12 月 18 日 和解成立

＜事案の概要＞

転換契約が引き受けられないことがわかる前に他社契約を解約してしまったのは募集人の説明不足による等として、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 29 年 12 月に組立型保険への転換契約を申し込み、他社契約を解約したが、契約の引受けがなされなかった。以下等の理由により、他社契約を再締結する際にかかる差額保険料を支払ってほしい。

- (1) 1 年以上前から募集人に勧められ、他社契約の保障内容や糖尿病の投薬治療中であることなども伝えたが、加入できると言われていたので、申込みを決めた。
- (2) 申込日になって転換契約でも告知・診査があることを告げられたが、急に考え直すこともできず、その場で 1 年分の保険料の支払いを請求されたので、引受審査を通過しているものだと認識し、保険料払込後に他社の保険を解約した。
- (3) 申込手続後、1 か月間何の連絡もなく、問い合わせで初めて加入不可だと知らされた。
- (4) 引受審査が通らないのであれば、勧誘すること自体すべきではない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込前に、申立人から H b A 1 c の数値や食事療法を行っていることを聞き、同数値について「まだ大丈夫である」と回答したが、通院して糖尿病の服薬治療をしていることは聞いていない。
- (2) 募集人は、申込日前日に、告知があること、告知と保険料の支払いが完了して保障が開始することなどを適切に説明している。また、申込日にも、糖尿病の内服治療があると審査に通らない可能性があることを説明し、審査をしてその結果を連絡する旨告げている。
- (3) 他社契約の解約は、申立人単独の判断によりなされたものであり、当社の対応との因果関係はない。
- (4) 1 年前の段階で、提案を控えたり、将来にわたって加入できないと警告を発する状況にはなかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社において他社契約を再締結する際にかかる差額保険料を支払うべき不適切な行為があったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約が成立した場合には他社契約を解約することを前提とした提案の場合には、他社契約を解約するのは、本契約が成立した後にするようアドバイスすべきであったといえる。

(2) 募集人から引受ができない旨の明確な連絡が速やかになされなかった対応は不適切であったといえる。